



衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月22日(日) 午前7時～午後8時

(公示日:10月10日(火))

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が10月22日(日)に行われます。私たちの声を国政に届ける大事な選挙です。棄権することなく投票に行きましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)
☎(5273)3740・📠(5273)5230

衆議院議員選挙特集号の主な内容

- 2面…「衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました」「投票区域変更のお知らせ」
- 3面…「投票の方法」「期日前投票のご利用を」「滞在地・転出先での不在者投票」
- 4面…「身体の不自由な方には」「投票所変更のお知らせ」「投開票速報」

■今回の選挙で投票できる方■

●新宿区で投票できる方

満18歳以上(平成11年10月23日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、次の方です。

- (1)平成29年7月9日までに新宿区に転入の届け出をし、10月9日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方
- (2)平成29年10月8日までに新宿区を転出し、かつ転出後4か月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3か月以上新宿区に住民登録のあった方

●新宿区に転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できません。

- (1)平成11年10月23日以前に生れた日本国民であること
- (2)平成29年7月10日以降に新宿区へ転入の届け出をしていること
- (3)前住所地に選挙人名簿登録があること

●新宿区から転出した方・する方

- (1)平成29年7月10日以降に転出の方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できません(新住所地では投票できません)。
- (2)平成29年6月22日～7月9日の間に転出の方
 - ①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
 - ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年7月10日以

降)に新住所地への転入の届け出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

(3)平成29年6月21日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日(実際に引っ越しをした日)から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1か月以内に再び新宿区に転入届を出し、投票する日現在引き続き3か月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、該当する方は区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区内で転居した方

9月26日(火)までに区内転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

9月27日(水)以降に区内転居の届け出をした方は、前住所の投票所で投票してください。

■選挙公報■

10月20日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は東京都選挙管理委員会ホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。

■投票所整理券■

公示日(10月10日)ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券をご確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は投票できます。

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録の要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。

